

## 第12節 消防計画

第1項 消防活動の体制

第2項 消防活動の実施

### 第1項 消防活動の体制

#### 《 基本方針 》

消防組織法第9条の規定により設置された消防機関は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

#### 1. 消防機関

災害が発生し、または発生するおそれがある場合における、消防機関の組織運用及びその他活動体制等について、消防計画を定めておく。

また、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図るものとする。

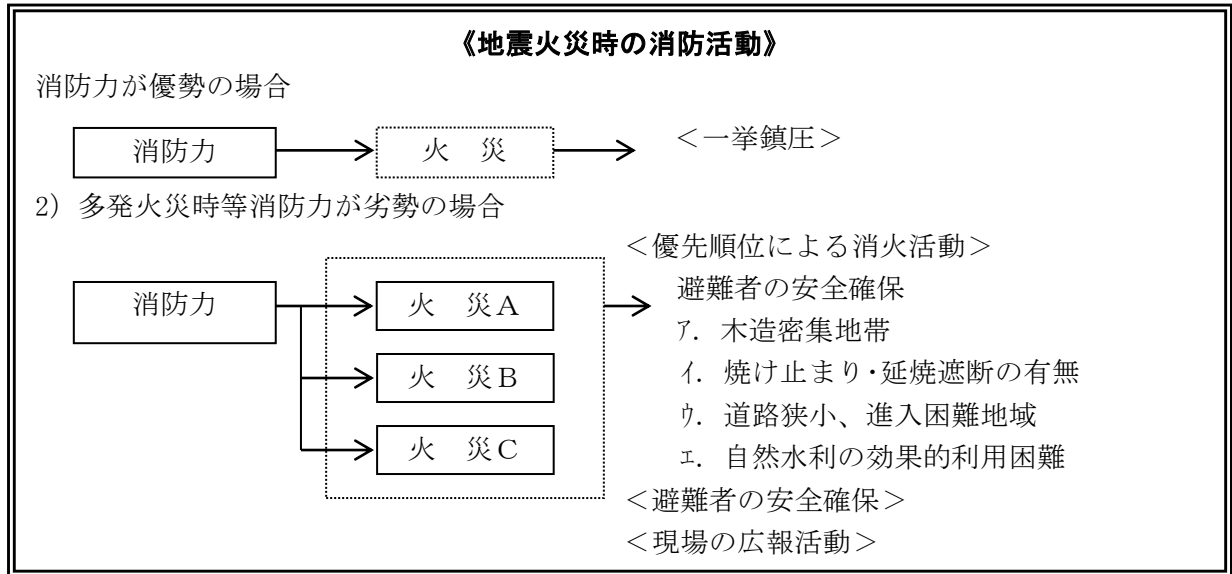
#### 2. 住民及び自主防災組織等の役割

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

### 第2項 消防活動の実施

#### 1. 消防活動計画

- (1) 災害発生後の消防職（団）員の初動体制、初期の消防活動のための円滑な情報伝達の実施等に努める。
- (2) 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を確立する。
- (3) 災害発生後は、望楼、ビル等の高所見張、巡回等により火災を早期発見し、初期消火に努めるとともに火災の拡大を防止する。
- (4) 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報の収集計画を確立する。
- (5) 災害時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防組織の運用を図るため、消火活動の重点地域を定める。



- (6) 道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。
- (7) 木造建造物の密集地等の火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積、貯蔵地域及び避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。
- (8) 消防機関の相互応援に関しては、震災という特殊災害を想定した相互応援協定を締結する等、消防機関の相互の応援協力体制を強化する。
- (9) 災害時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等の効果的な利用を図る。

## 2. 応援要請に関する計画

市長または消防長は、他の市町消防機関の応援要請を行うときは、次の事項を明らかにし、他の市町村長または消防長に要請する。(後日文書提出)

- (1) 火災の状況及び応援要請理由
- (2) 応援消防機関の派遣を必要とする期間(予定)
- (3) 応援要請を行う消防機関の種別人員
- (4) 市への進入経路及び集結(待機)場所

## 3. 消防職員、団員の召集

火災その他の災害に際し、必要に応じて別に定める「非常召集規程」等に基づき行う。

- (1) 消防職員にあつては、消防長の命によりこれを行う。
- (2) 消防団員にあつては、消防団長が各分団長を通じて行う。
- (3) 消防隊の出動

消防隊を同時多発火災、その他の災害に出動させるために、「消防隊出動計画」等により、効果的な運用を図る。

## 4. 住民等の役割

- (1) 住民の役割

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

- (2) 自主防災組織等の役割

市内の各地区、民間の企業体は自主的に災害の予防、初期消火、消防隊への協力のため自

衛消防隊を編成する。

(3) 自衛消防隊の組織

自衛消防隊の活動は、消防本部及び消防団と緊密な連携をとるとともに災害現場においては、消防署または消防団長の所轄のもとに行動し、住民の生命、財産、身体の救護及び災害の防ぎよ、鎮圧に協力する。

## 5. 火災連絡系統図

(1) 連絡系統

出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を確立する。

(2) 消防信号

洪水、火災及びその他の災害に際し、住民への報知と消防機関の出動の迅速を図るため、消防信号を発する。

## 6. 防災対策

(1) 火災に対する警防対策

火災防ぎよ活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場最高指揮者は消防力の全力を挙げて、延焼を防止する体制をとる。

1) 人命救助

火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。現場指揮者は火災現場に到着したら、要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施する  
要救助者があれば、各隊は協力し、救助隊、消防隊、救急隊の連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

2) 火災危険地域の警防対策

木造住宅若しくは飲食店等が密集している進入困難地域で火災が発生した場合、延焼拡大及び人命危険が極めて大であるため、人命救助と火災の延焼拡大を防止する。

3) 火災気象通報発令等異常時の警防対策

巡回広報等を実施し、住民に対してたき火の制限等、火災予防を呼び掛ける。

4) 消防相互応援体制

消防組織法第 39 条に基づき、市と隣接する市町との災害時における応援体制は、消防相互応援協定を締結し、相互に協力を行う。

5) 警察との協力

消防組織法第 42 条により、消防と警察は相互に協力し、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

## 7. 大火災等の情報収集及び報告

大火災の災害が発生した場合、災害が発生した地域を次により調査の上、災害対策に必要な情報に意見を添えて県消防防災指導課に報告する。

(1) 調査報告事項

調査報告は、火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める事項とする。

(2) 調査報告に要する基準

火災によって生じた損害が次の基準のうちいずれかに該当する場合は報告（火災即報及び

情報) を行う。

《 報 告 基 準 》

死 傷 者	建築物の焼失面積	損 害 額
死者3人以上、または死傷者10人以上	3,000 m <sup>2</sup> 以上	1億円以上

(3) 調査報告の期限

報 告 の 種 類	市の提出期限	備 考
火 災 情 報	発生の日から7日以内	災害報告等取扱要領により報告 すること。
火 災 即 報	即日	